



風通し向上策、 コミュニケーションの活性化

代表 長沼 隆弘



明けましておめでとうございます。いつも大変お世話になりありがとうございます。

早速ですが相続税の改正が行われました。1月1日から相続税が増税され、贈与税は少し緩和されます。若い世代へのお金の流動を即すのが狙いです。また、新たに法人税は減税される方向へ向かっております。現在も中小企業は所得金額400万円以下の実効税率が21.42%、800万円以下が23.20%、それを超えても36.05%と法人税での納税の負担が軽くなってきております。

話は変わりますが、当事務所でボウリング大会を実施しました。理由はタイトルにあるように「社内の風通しを良くする。コミュニケーションの活性化」が狙いです。元々、コミュニケーションが取れていない訳でもないのですが、それでも先輩後輩があり、仕事の序列に縛られる部分があります。仕事の間から離れて全員で行えるのがボウリングでした。お客様の中には社員によるゴルフコンペをされている方もおられますが、当所ではゴルフをしない人間の方が多かったのでボウリングとなりました。普段の仕事とは違うメンバー構成で4チームを作ったのですが、チームによっては練習に行くなど、割と真剣です。ゲーム中は、仕事では頭が上がらない先輩にも後輩からの檄が飛びます。結果、社内のコミュニケーションが増加したと感じており、2回、3回と続けていきたいと考えております。

どの業界でも「人材不足」の声を聞きます。中途採用の増加やコミュニケーション能力の欠如、飲み会などの減少などの状況があります。笑い話だと思っていた「隣の人間とメールで会話をする」などという事も今後起こりかねません。そのような状況の中、大手企業も運動会や社員旅行などを活性化させる動きもあるようですが、我々も福利厚生を含め色々な取り組みを行う必要があるように感じます。

さて、新しい年の幕開けです。企業は「ひと」であることは確かだと思います。厳しい時代ではありますが一丸となってお客様のお役に立てる一年となりますよう精進いたしますので、本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

実質2,000円で特産品が手に入る！？ 今、注目の『ふるさと納税』！！

『ふるさと納税』とは、自分の故郷や思い入れのある地方自治体に寄附をする制度です。寄附をすると地域の特産品がもらえるということで、テレビや雑誌等でもとりあげられ、大きな関心を呼んでいます。

この制度を使うと最大で寄附した金額 - 2,000円 が、所得税と住民税から控除されることになります。

(年収500万円 夫婦1人 所得税率5% 住民税率10% 寄付金額20,000円の場合)

20,000円			
自己負担額 2,000円	所得税の控除額 900円	住民税の控除額 1,800円	住民税の特別控除額 15,300円

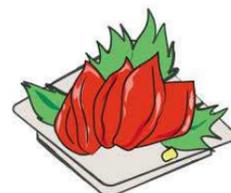
18,000円減税

(注) 年収、家族構成等によっては自己負担額が2,000円を超える場合もあります。

上記の例では、実質2,000円で特産品がもらえるということになります。

ちなみに、20,000円の寄附でもらえる特産品は...
「土佐の本まぐろ1kg」「宮崎牛サロインステーキ250gx2」等です。結構お得ですね。

ただし、控除を受けるためには領収書等を添付して確定申告をする必要がありますのでご注意ください。(田原)



本年1月1日より新相続税制がスタートしました！

すでにご存じの事かと思いますが、主な改正点は下記の3点となっています。



基礎控除縮小と税率引き上げ

基礎控除額が平成26年以前に比べて6割に縮小されます。
「遺産総額1億円、相続人は配偶者と子供2人」というモデルケースでは、基礎控除額が8,000万円だったものが4,800万円となり、概算で相続税が約200万円増えることとなります。
税率が引き上げられ、課税遺産総額が2億円超の場合は、さらに相続税が増えることとなります。

小規模宅地の特例の限度面積拡大

よく耳にするこの「小規模宅地の特例」とは、自宅土地や事業に使っている土地について、生活する上で必要不可欠な土地であることに配慮し、通常の評価額から8割引きにする制度のことをいいますが、今年からその適用面積が自宅土地について240㎡から330㎡に拡大されています。

例えば、相続人が3人(基礎控除額4,800万円)で、自宅土地が150㎡(評価額3,000万円)、預貯金を2,000万円お持ちの方であれば、財産が5,000万円となり基礎控除額を超えますが、小規模宅地の特例を使うことにより、財産が2,600万円(3,000万円×0.2+2,000万円)となり、相続税がかからないこととなります。

ただし、この特例を受けるためには、相続税の申告が必要であるなどいくつかの要件を満たす必要がありますので注意が必要です。

贈与税の直系尊属税率

「消費を活性化させるため贈与を推進する」という近年の税制の傾向通り、親から子への贈与、祖父母から孫への贈与については、贈与税率が引き下げられています(右図参照)。

基礎控除が縮小となり増税となっておりますので、心配になった方はまず相続税額の試算をしてみましょう。それによって、対策が必要であるかどうかを見極めることが第一歩となります。(鈴木)

新入職員も宜しくお願いします。

杉浦 健介

昭和61年8月5日生

血液型A型

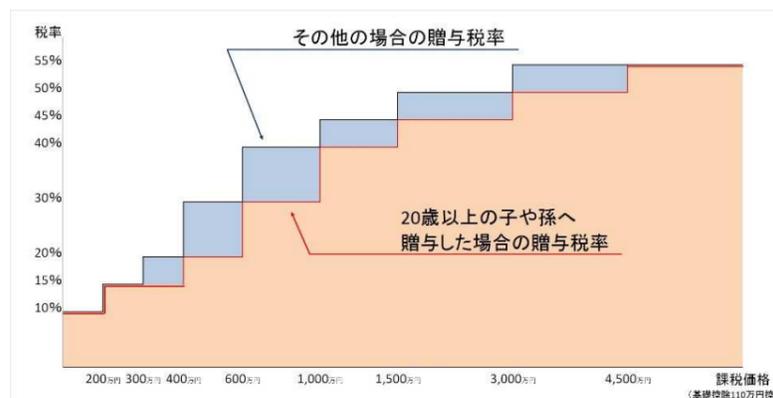
12月に入所し、お世話になることになりました。

慣れないことばかりですが、一つ一つ丁寧な仕事を心掛けます。

先輩方を見習い、1日でも早く皆様の力になれるよう精一杯努力致しますので、何卒よろしくお願い申し上げます。



【平成27年からの贈与税の税率】



編集
後記

2014年(平成26年)は、消費税に振り回された1年でした。4月8%に、12月衆議院解散。自公勝利。アベノミクスの継続。世相をあらわす漢字も「税」です。年末から新年早々には、2015年度税制改正大綱の記事が。今年、どんな年になるでしょうか。羊のように鳴きたくないものです。今回は、業務2課がお届けしました。(吉本)